

議案第33号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

新 大字	旧		地番
	大字	字	
ユーカリが 丘四丁目	上座	新山	591の4 593の4 594の4 594の5 594の7 595の 4 596の3 607の5 608 の2

備考 上記の土地の表示は、令和3年11月19日現在の登記事項証明書によるものである。

令和4年2月21日提出

佐倉市長 西田 三十五